

3.2.3 特定事業の評価・選定・公表段階

1. VFM評価の実施

◆ 進め方 ◆

実施方針の策定・公表後に民間事業者からの意見等を踏まえ、可能性調査時、もしくは実施方針策定段階におけるVFMを基本とし、民間事業者からの意見を踏まえて修正を行う。その結果により、PFI事業として当該事業を実施することによる公共サービス水準の向上が図られるのかどうかを評価する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 23》 VFM評価の手順

特定事業の選定の根拠となる最終的なVFM評価において想定される手順は、どのようなものか。

《留意点》

最終的なVFM評価において想定される手順は、以下のとおりである。

- ① 民間事業者からの意見を踏まえたコストの算出
- ② リスク調整
- ③ 定性的評価

【解説】

一般的にVFM評価では、以下に示す①～③を個々に評価するとともに、これらを総合的に判断し、最終的なVFMを算出する。

① 民間事業者からの意見を踏まえたコストの算出

導入可能性調査段階において検証したPSC、PFI事業のLCCに対し、実施方針の内容や民間事業者の質問への回答などにより発生した修正等を反映させ、より詳細に精査する。（詳細については論点 24）

② リスク調整

導入可能性調査段階において検討したリスク分担案を基礎としてリスク定量化及びリスク調整を行う。リスク定量化及びリスク調整とは、従来公共が負っていたものの公共のコストとして顕在化していなかったリスクは、PFI事業のLCCには当該リスクを請け負うことによる対価が含まれているのに対し、PSCには含まれていないことから、こうしたリスクを定量化し、PSCに加える（リスク調整）ものである。（詳細については論点 25）

③ 定性的評価

公共サービス水準など定量化が困難な要素に関しても、一定の客観性を確保した上で定性的な評価として評価に加える。具体的には、以下のような評価が挙げられる。

- ・ 一括発注及び性能発注による、民間事業者のノウハウを活用した上でのサービスの質の向上や効率性の発揮
- ・ モニタリングによる安定的なサービス水準の確保

なお、ジョイントベンチャー型、独立採算型の事業については、公的財政負担の多寡のみによる評価が困難である場合があるが、「VFMガイドライン」においてはそのような場合には、「PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする」との記載がされているところである。（詳細については論点 26）

《論点 24》 コスト算出において留意すべき点

コスト算出において留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

コスト算出において留意すべき点としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 予防保全ベースでのPSCの算出
- ・ 予防保全ベースでのPFI事業のLCCの算出

【解説】

コスト算出において留意すべき点としては、予防保全ベースにおけるPSCとPFI事業のLCCとの比較の必要性が挙げられる。これについては、

「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第1次検討確定版」補論4.において、以下のように解説を行っている。なお、最終的なコストの算出においては、民間事業者からの意見を踏まえ、可能性調査時のコストを修正することが必要である。

「2.1.2 (2) 1) VFM算定の考え方において「算定に当たっては、PSCは、原則としてPFILCCと『公共サービス水準を同一』を前提に設定されなければならないことに留意する」と示されている。これは、平成13年7月27日公表の「VFM (Value for Money)に関するガイドライン」の中で「同一の公共サービスの下で評価する場合、VFMの評価はPSCとPFI事業のLCCとの比較により行う」に則り規定されたものである。

公共部門においては従来、施設整備後、施設の維持管理、修繕等に関しては、事後保全（注：事象が発生した時点で行う保全）の傾向が見られた。しかし、PFI事業者は、サービス供与開始から契約終了まで要求水準に設定されたサービス水準を保ち、継続することが契約上の義務となっている。

サービス水準ほ確保は、施設の劣化を防ぐこと等を目的とした経常修繕、計画修繕、或いは大規模修繕、更に建物、設備の更新等を当初の設定通り行うことによってはじめて可能となる。それらの費用を十分に見込んだPFILCCの算定が「予防保全ベースのPFILCC」である。

以上の点を踏まえ、公共サービスの水準を同一にした上で、PSCとPFILCCを比較する際に、「予防保全ベース」でこれを行うべきであると考えられる。すなわち、PFIの事業期間にわたって、その施設の品質を一定レベル以上に保つことが公共サービスとして求められるならば、PSCとPFILCCの双方ともに、そのための維持・管理費、修繕費、あるいは大規模修繕等の経費を等しく反映している必要がある。

例えば、PSCとPFILCCともに予防保全の費用が見積もられておらず、契約額が決定した後に、契約文に従い予防保全を前提としたモニタリングを行うことが明白になった場合、PFI事業者は、予防保全を見込んでいない極めて少ない経費で、所定の公共サービスのレベルを維持しなければならない。

以上のような指摘に適切に対応するためには、例えば、外部コンサルタント、ビルメンテナンス会社等のファシリティマネジメントの能力を有する者の協力を得て、ファシリティマネジメントの観点から、予防保全ベースの維持・管理費、修繕費を見込むなどの工夫が考えられる。」

《論点 25》 リスクの定量化とリスク調整において留意する点

リスクの定量化とリスク調整において留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

リスクの定量化とリスク調整において留意すべき点としては、以下のようものが挙げられる。

- ① リスクの定量化及びリスク調整の手法
- ② 保険によるリスク転嫁

【解説】

リスクの定量化とリスク調整において留意すべき点としては、以下のようものが挙げられる。

① リスクの定量化及びリスク調整の手法

リスク定量化及びリスク調整とは、従来公共が負っていたものの公共のコストとして顕在化していなかったリスクは、PFI事業のLCCには当該リスクを請け負うことによる対価が含まれているのに対し、PSCには含まれていないことから、こうしたリスクを定量化し、PSCに加える（リスク調整）ものである。具体的には、PSCとPFI事業のLCCを比較するに当たり、PFIで行う場合に事業者が負担すると想定したリスクの対価に対応する金額をPSCに加えることとなる。

リスクの定量化及びリスク調整の手法としては、従来公共が負担していたリスクのうち、PFIで行ったと想定した場合に移転されるリスクを抽出し、これをできる限り定量化し、PSCに加える。また、定量化できなかったリスクについては、定性的に評価することになる。

「VFMガイドライン」の四1においては、以下のとおり記載されている。
(以下、抜粋)

(リスク調整の考え方)

- (1) 民間事業において事業に伴うあるリスクが事業者負担となっている場合、一般に、当該リスクを負担する代償としてそれに見合う対価が事業のコストに含まれている。したがって、PFI事業のLCCは、通常、PFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含

んでいる。

- (2) これらのリスクは、公共部門が当該事業を自ら実施する場合には公共部門が負うものであり、これらに伴い金銭的な負担が発生した場合、その負担は公的財政負担となる（場合によっては、負担ではなく軽減となることもあり得る）。P S CとP F I事業のL C Cを比較する場合、上記(1)のように、P F I事業のL C CはP F I事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含むことから、P S Cにおいても、それに対応するリスクを公共部門が負うリスクとして計算し、加えることが必要である（別添参考図参照）。

（調整すべきリスクの特定）

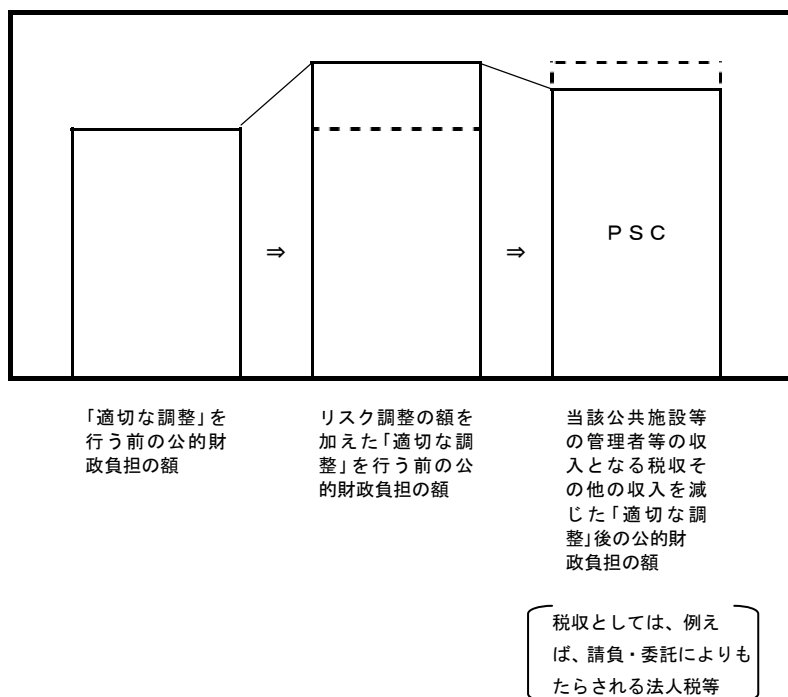
- (3) リスクをP S Cに算入する場合、まず、算入するリスクを特定することが必要である。リスクとしてどのようなものがあるかについては、「P F I事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」に整理されている。そのリスクの中から、上記の考え方にに基づき、P S Cに算入すべきリスクを特定する。
- (4) 特定されたリスクについては、それぞれできる限り定量化して、これをP S Cに算入すべきである。しかし、リスクの定量化は非常に難しいため、V F Mに対し影響度の大きいリスクを中心に定量化を行うこともやむを得ないと考えられる。この場合、P S Cに算入されていないリスクがあることに留意する必要がある。
- (5) なお、コストオーバーラン、タイムオーバーランによる負担は影響度の大きいものと考えられることに留意する必要がある。

（リスクの定量化）

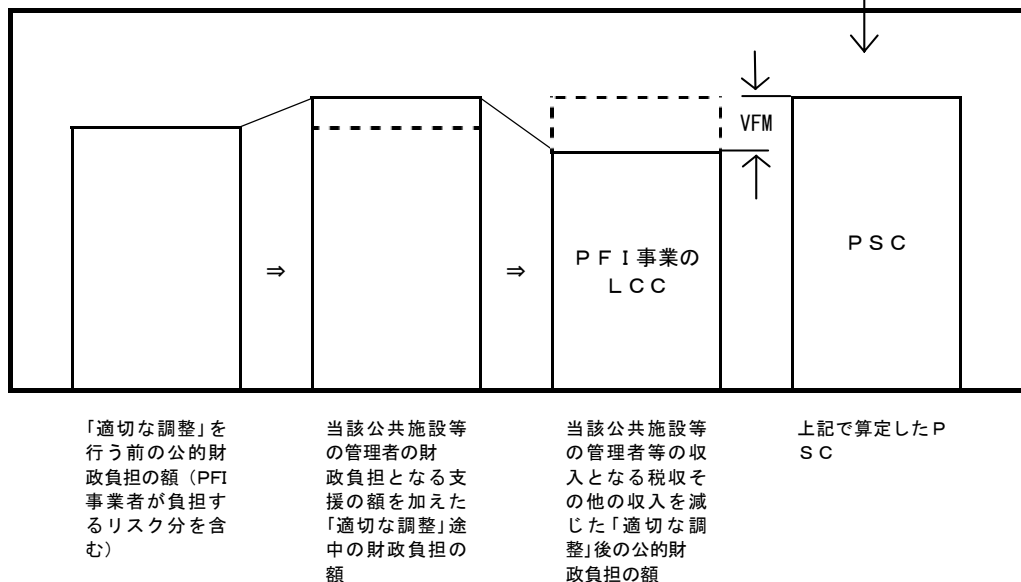
- (6) P S Cに算入するリスクの定量化とは、その事業を公共部門が実施する場合に、公共部門が負うであろう金銭的負担の期待値といえることができる。すなわち、あるリスクについて、それが発生したときに公共部門が負うであろう財政負担とその発生確率の積で表される。
- (7) ～ (9) 省略
- (10) あるリスクについて、財政負担が発生した場合の負担額とその発生確率は、リスクの種類や事業の置かれた状況等によってさまざまであり、本ガイドラインにおいてその指標を統一的に示すのは困難である。それぞれの公共施設等の管理者等において、その経験や市場調査等によって得られたデータ等をもとに想定することが適当である。なお、今後のリスクの定量化のため、それぞれの公共施設等の管理者等においてリスクに関するデータの蓄積を図ることが有益である。
- (11) 省略

(参考図) P S C及びP F I 事業のL C Cの算定とV F Mについて

○ P S Cの算定



○ P F I 事業のL C Cの算定とV F M



- (注) 1. 当該公共施設等の管理者等の財政負担となるもの以外の支援が他者からある場合、それを含めて算定するかどうかの扱いについては、P S CとP F I 事業のL C Cにおいて同様とする。
2. ある省庁が実施するP F I 事業において、他省庁による支援又は収入が見込まれる場合、国の支出・収入を一体的に扱うものとして、他省庁によるものについても調整することとする。

なお、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第1次検討確定版」において実施したVFM簡易シミュレーションでは、検討の結果、リスクの定量化については以下のような取扱いとした。（以下、第2章2.1.2（2）3）より抜粋）

より正確なVFM算定を行うためには、「リスクの定量化を行い、リスク調整後のVFMを把握することが望ましい。英国においてはリスクの定量化が行われていると言われているが、我が国においては、現状では、リスクを定量的に換算する手法がまだ確立したとはいえ、定量化に当たり必要とされる各リスクの実績データの蓄積がない、あるいは換算自体が困難である等、リスク調整に関しては数多くの課題を抱えている。また、「VFMに関するガイドライン」（平成13年7月27日内閣府PFI推進委員会）においても、厳密な計算を行うことの困難性が指摘されているところである。

今後ともリスクの定量化手法の構築、実績データの蓄積等についての十分な検討を要するが、本シミュレーションでは、公共のコストとして顕在化していないリスクの定量化には着手していない。このため、本来のPSCに対し、かかるコストが加算されていないため、PSCは小さめに算定されることになる。PFLCCには公共のコストとして顕在化していないリスクの負担が加算されていることを考えるならば、より正確なVFM算定を行う場合に比べて、本シミュレーションによるVFMは小さく算定される傾向がある。逆にこのような条件でVFMが見込める事業であれば、実際にはより大きなVFMが期待され、PFIとしてのメリットが大きいものと判断できるところであり、より効果的なPFI事業の選択という観点で、安全側で計算していると見ることができる。」

上記の取扱いに伴い、同シミュレーションモデルでは従来明示的に認識されていなかったリスクを計上していないことから、PFI事業者により多くのリスク移転を図るほど、PFI事業者の必要経費が増加する傾向となるモデルとなっている。

したがって、同報告書の第2章2.4.1では「この観点からみれば、真のVFMは今回の算定結果より向上する傾向にあるものと理解でき、本件については、今後適切な算定手法を設定することが必要である。」として、リスクの定量化を今後の課題として挙げている。

② 保険によるリスク転嫁

リスクの定量化として、リスクをカバーする保険料を用いる方法がある。保険の付保については、従来の公共工事における付保範囲を参考とすることが効率的である。

保険によるリスク転嫁については、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第1次検討確定版」補論2.（2）において、以下のような整理を行っている。（以下、抜粋）

「リスクファイナンスの方法として保険によるリスク転嫁が挙げられる。PFI事業を専門とした単体の保険商品はないものの、従来からある多様な保険商品を個別事業の業務内容に即して組み合わせることにより、事業ごとに部分的に保険対応を図りうる環境となっている。

一方、保険対応にもまた限界があることに留意する必要がある。すべての事象について保険が存在するものではない点は当然であるが、保険商品が存在していても、保険会社ないし再保険市場の負担能力の問題から、免責金額や上限金額が設定されていたり、保険によりカバーされる範囲が限定されている場合もある。また、業務内容によっては民間事業者には保険会社以上のリスクの見極め能力を有する場合もある。一方、保険事故が多発すると、保険料が上昇するなど経済・社会環境によって保険料負担が変化してくる。従って、保険商品の選択に当たっては、事業の内容に即して、費用と効果を勘案して検討するべきである。

また、保険は事業主体の規模とリスクの大きさ、すなわち費用と範囲（ガバレッジ）との関係で考えるべきもので、通常の事業においても民間事業者がすべての業務に保険を掛けているものではない。従って、すべてのリスクを保険で対応しようとする必要はなく、民間事業者に移転することにより保険料などのコストがかかることが国民経済的にマイナスになる場合も考えられよう。土木インフラなど保険対応に限界がある事業に関しては、民間事業者へ移転するリスクを検討する際、保険対応の可能性も同時に検討する必要がある。」

《論点 26》 独立採算型事業における P F I 事業実施の可否の評価

財政負担のない独立採算型事業の実施の可否を評価する際に、どのような評価方法が想定されるか。

《留意点》

財政負担のない独立採算型事業の実施の可否を評価する方法として、以下の方法が考えられる。

- ① 事業採算の評価
- ② 公共サービス提供の評価
- ③ 受益者の負担可能性の評価
- ④ 何らかの比較対象を設定しての評価

【解説】

独立採算型事業における P F I 事業実施の可否の評価については、「国土交通省所管事業を対象とした V F M（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第 2 次検討確定版」の第 2 章 2.2.2 において、以下のとおり整理を行っている。（以下、抜粋）

ただし、当該整理はあくまでシミュレーション上の前提条件としての整理であり、個別の事業実施においては、個々の事業の内容に応じて適切に取り扱うことが必要である。

いわゆる独立採算型「事業は、従来型の場合も財政負担がない事業ということになるため、公共主体の財政負担を比較対象とする V F M の概念でその実施の可否について評価を下すことはできない（V F M の有無を判断することはできない）。「V F M に関するガイドライン」においては「利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型」）についても、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする。」と規定しているが、具体的にどのようにして、「P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価」を行うかについては規定していない。

そこで、財政負担のない P F I 事業（第Ⅱ類型事業）の実施の可否を評価する方法を検討すれば、例えば、以下のような方法が考えられる。

- ① 事業採算の評価： 民間事業として成立するだけの収益性、安定性を有する事業であるかどうかの評価
- ② 公共サービス提供の評価： 必要とされる公共サービスの質の確保が可能であるかどうかに関する評価
- ③ 受益者の負担可能性の評価： 公共サービスの提供に係る費用が利用者の負担可能な範囲であるかどうかの評価
- ④ 何らかの比較対象を設定しての評価： 公共が実施するものとしてあえてP S Cを算定し、その増減を評価

どのような評価方法をとるかは、事業特性や事業目的等に応じて、公共施設等の管理者の判断となるが、本稿においては、a) 計画段階では民間事業者の提供するサービス内容が明らかではないこと、b) 受益者の負担可能性の評価は利用料金収入の単価設定の問題として事業採算の評価と同時に行えること、c) 公共が自ら実施しない事業に関してP S Cを算定しても利用料金収入で事業費が賄える範囲においては、差が生じないことなどから、事業採算の評価を中心として、当該公共サービスの提供が、一定の利用料金収入の下で、民間事業としての収益水準と安定性を有しているかという検証を行い、民間事業として成り立ち得る場合はP F I事業として効率的かつ効果的に実施できるものと判断することとしたい。

なお、収入が利用料金収入に加えて施設整備に対する補助金収入がある事業の場合、施設整備に対する補助金は財政負担であるので、補助金の増減を比較対象としてV F Mの有無を論ずるという考え方もありうる。しかしながら、施設整備に対する補助金は施設規模ないし投資規模に応じて独立的に決定されるものであり、利用料金収入と相互補完的な関係には立たないことになる。このため、補助金以外の収入は全て利用料金収入である事業においては、必ずしも利用料金収入+補助金（公的財政負担）が事業費用総額と等しくならない場合もある。このような場合には、補助金額の比較のみでは適切なV F M評価は行えない可能性があり、利用料金収入のみがP F I事業者の収入である事業と同様に、財政負担以外の評価によりP F I事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うことが望ましい。」

《論点27》 複合事業におけるPFI事業実施の可否の評価

利用料金収入が公的財政負担と相互補完的な事業、すなわち複合事業の実施の可否を評価する際に、どのような評価方法、考え方が想定されるか。

《留意点》

複合事業の実施の可否を評価する際の評価方法、考え方には、以下のようなものがある。

- ・ 従来型事業として行う場合とPFI事業として行う場合の利用料金収入を同一金額に設定し、その上で民間事業者の収支状況を検討、民間事業としての事業性を確保するために必要なサービスの対価等の公共負担額を想定し、その負担額を従来型の場合の財政負担額と比較してVFMの有無を評価する方法
- ・ PFIの場合の利用料金単価を低めに設定し、利用者数の増加を図ることにより利用料金収入が同水準に保たれ、VFMが確保されるとする考え方
- ・ PFIの場合の利用料金単価を低めに設定し、利用者数の増加を図ることにより利用料金収入の増加につながり、VFMが確保されるとする考え方

【解説】

複合事業におけるPFI事業実施の可否の評価については、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第2次検討確定版」の第2章2.3.1において、以下のとおり整理を行っている。

ただし、当該整理はあくまでシミュレーション上の前提条件としての整理であり、個別の事業実施においては、個々の事業の内容に応じて適切に取り扱うことが必要である。（以下、抜粋）

「公共が支払うサービスの対価」と「利用者による利用料金収入」を共に収入とする事業（都市公園における有料運動施設事業の中の温水プール事業及び、旅客ターミナル施設（港湾）整備事業の中の旅客ターミナル事業）であるが、これらは、利用料金収入は見込めるものの、低廉な料金で広汎な

利用を促す観点で、施設が広く市民一般に利用可能な状態になっていることに対して価値を認め、施設整備費ないし維持管理・運営費の一部を公共が負担することで、結果として利用料金収入のウェイトが低減するものである。

この場合、サービスの対価と利用料金収入は相互補完的な関係にある。利用料金収入額を大きく設定すればサービスの対価の支払いは少なくて済むため、かかる事業の場合、利用料金収入額の多寡がVFM評価に影響を与えることになる。

「VFMに関するガイドライン」においては、「特定事業の選定の際のPSC及びPFI事業のLCCの算定においては、原則として、公共サービスの水準を同一に設定した上で算定を行うのが適当である。」と規定されている。利用料金はすなわち料金を支払う利用者を与えるサービス水準と捉えることが可能であるので、かかる事業のVFM評価に当たっては、まず、従来型事業として行う場合とPFI事業として行う場合の利用料金収入は同一金額に設定する必要がある。

次に、民間事業者の収支状況を検討し、民間事業としての事業性を確保するために必要なサービスの対価等のPFI事業費の負担方法として最も効果的な公共負担の方法と金額を設定し、その負担額を従来型の場合の財政負担額と比較してVFMの有無を評価することとする。

実際の事業に当たっては、利用料金単価を低めに設定し、利用者数の増加を図ることにより利用料金収入を同水準に保つという考え方を採る場合もあれば、更に進んで、利用料金収入の増加を図るという考え方もある。第2次検討においては、簡易化の観点から、利用料金総額ベースで考えることにするとともに、PFI事業者のサービス内容が明らかでない計画段階で、PFI事業のみの利用料金収入を増加させる合理性は把握し難いため、事業の実施に際して安全サイドに立ち、恣意性を排除するためにも、かかる事業の利用料金収入は一定レベルに固定し、感度分析のパラメータの対象とはしていない。

実際の事業においては、事業の安定的な遂行を確保する観点から、利用料金収入が過大に見込まれていないか、事業費用が過小に見込まれていないかを十分に検討、評価することが必要である。」

2. 特定事業の選定・公表

◆ 進め方 ◆

公共主体は、実施方針を定めた事業につき、PFI事業として実施することが適切であると認めたときは、PFI法第6条に基づき、特定事業を選定する。

特定事業の選定のためには、当該事業をPFIで行うことにより、効率的・効果的に公共サービスの提供が可能かどうかを確認する必要がある。具体的には、実施方針に対する民間事業者からの質問・意見を踏まえた上で、導入可能性調査の段階で検討した定量的評価を再度精査し、リスクの定量化によるリスク調整や、定量化が困難な事項に関する定性的評価等も反映させ、総合的にVFM評価を行う。評価に当たっては、現在価値に換算することにより評価する（基本方針一3(2)）。

選定の基準としては、以下の2つのポイントがある。

- ① 提供できるサービス水準が同一である場合、事業期間を通じた財政負担が軽減できること
- ② 財政負担が同一水準であれば、提供されるサービス水準の向上が期待できること

特定事業選定時にVFMが認められない場合は、特定事業として選定をせず、PFI導入検討を中止の上、他の整備手法等を検討する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点28》 特定事業選定時に公表する内容

特定事業選定時に公表する内容としては、どのような事項が想定されるか。

《留意点》

特定事業選定時の公表内容としては、以下のようなものがある。

- ① 事業の内容
- ② 評価結果

【解説】

特定事業選定時の公表内容としては、以下のようなものがある。

① 事業の内容

- ・ 事業名
- ・ 施設整備内容（計画地、施設規模、施設内容等）
- ・ 事業概要
- ・ 事業方式
- ・ P F I 事業範囲

② 評価結果

- ・ 評価方法
- ・ 定量的評価（財政負担額算定の前提条件、財政負担見込額等）
- ・ 定性的評価
- ・ リスク評価
- ・ 総合評価

特定事業の選定内容を速やかに周知するため、公共主体は、実施方針公表時と同様に、官報やホームページへの掲載、記者発表、掲示、配布等複数の方法を活用し、民間事業者間で情報が公平に行き渡るよう適切な方法を選択する。

<参考>

国土交通省関係 P F I 事業における定量的評価結果は以下のとおりである。

国土交通省関係 P F I 事業特定選定時の V F M 等について

事業名	事業概要	事業類型	特定事業選定時 V F M 等
苫小牧法務総合庁舎整備等事業（法務省、国土交通省）	苫小牧法務総合庁舎の整備、維持管理	サービス購入型	特定事業選定時：2% 優秀提案価格ベース：約 26%
東京都森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業（東京都）	発電設備の整備、維持管理・運営	サービス購入型	特定事業選定時：8% 優秀提案価格ベース：約 43%
P F I による県営住宅鈴川団地移転建替等事業（山形県）	県営住宅の整備、維持管理	サービス購入型	特定事業選定時：15% 優秀提案価格ベース：約 24.7%

事業名	事業概要	事業類型	特定事業選定時 VFM等
ひびきコンテナターミナルPFI事業（北九州市）	コンテナターミナルの整備、維持管理・運営	独立採算型 （公共支援として、整備用地の無利子貸付あり）	独立採算による運営であるため、公共負担についての差異はない。
海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業（神奈川県）	水族館及び体験学習施設の整備、維持管理・運営	独立採算型（水族館） サービス購入型（体験学習施設）	水族館は、独立採算による運営のため、公共負担についての差異はない。体験学習施設に関するVFMは約23%（特定事業選定時）

上記は、サービス購入型事業、独立採算型事業、ジョイントベンチャー型事業の事業類型について、それぞれ例を挙げ、VFMを一覧にしたものである。サービス購入型事業については、施設整備中心型事業（「苫小牧法務総合庁舎整備等事業」、「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」）と運営中心型事業（「東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業」）の両方を取り上げた。上記のいずれの事業においても、VFMが確保できるとして、特定事業として選定されている。一般に、サービス購入型事業においては、特定事業選定時の想定VFMは、2%～15%程度が多い。独立採算事業については、従来型とPFIでは公共負担には差異はないため、これらの事業ではサービスの質の向上等、定性的な評価によりVFMを見込んでいる。

なお、実際の事業においては、多くの事業において、落札した事業者の提案をベースにしたVFMは、特定事業選定時のVFMを上回っていることが多い。サービス購入型事業である「PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業」、「苫小牧法務総合庁舎整備等事業」、「東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業」において得られた優秀提案価格ベースでのVFMでも、いずれも特定事業選定時のVFMを大幅に上回る結果となっている。前2事業については、施設の整備、維持管理を主体とした事業であり、運営の多い事業との比較においてはVFMの源泉となると思われる範囲は狭いが、それでも20%以上のVFMを確保している。「東京都下水道局森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業」は、発電システムの設計から、建設、維持管理、運営を一体的に事業者委ねる自由度の高い事業であり、事業者の創意工夫による効率的かつ効果的な事業提案を引き出しやすい素地を持った事業である。このため、当該事業のVFMは、優秀提案価格ベースでは43%と非常に大きなものとなっていると考えられる。

「ひびきコンテナターミナルPFI事業」、「海洋総合文化ゾーン体験学習

施設等特定事業」のうち水族館事業は、独立採算による運営であるため、従来型とPFIでは公共負担には差異はなく、定性的にVFMを確認している。

3. 債務負担行為の設定・議会の議決

◆ 進め方 ◆

P F Iにおける契約は、複数年度にわたる長期契約となるため、事業期間全体にかかる事業費の総額につき、公共主体側で負担することとなる経費について、予算で債務負担行為を設定する場合がある。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 29》 債務負担行為の設定時期

債務負担行為の設定時期について留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

債務負担行為の設定に当たっては、主に以下について留意する必要がある。

- ・ 原則として、入札公告前までに設定する。
- ・ 債務負担行為を設定した年度の翌年に契約を締結する場合、債務負担行為を再設定する必要がある。

【解説】

P F Iにおいては、入札公告を含む一連の契約行為は、支出負担行為の範疇に含まれるとされているため、あらかじめ予算措置がなされている必要がある。このため、一般的には、債務負担行為は入札公告前までに設定することが望ましい。

また、入札公告から契約締結まで時間がかかるため、債務負担行為設定の翌年度に契約を締結する場合（例：12月議会で債務負担行為を設定し、契約締結が翌年の4月となった場合）には、翌年度に債務負担行為を再度設定し直す必要があることに留意する必要がある。

《論点 30》 債務負担行為の設定額

債務負担行為の設定において設定される基準金額について留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

債務負担行為の設定額を決める際には、主に以下について留意する必要がある。

- ・ 現在価値に割り引く前の実際の支払予定額を設定すること
- ・ 各種変動要素にも対応できるような設定すること

【解説】

債務負担行為の設定額は、特定事業の選定におけるVFMの算定時に想定したPFI事業のLCCまたはPSCをベースとする。ただし、当該設定額は、公共主体がPFI事業期間全体でPFI事業者を支払う事業費総額であり、実際の支払予定額となるため、現在価値に割り引く前の金額となることに留意する。

なお、事業費総額には、物価や金利等の変動要素を含んでいるため、これらの変動にも対応できるように債務負担行為額を設定することとする。具体的には、これらを含める前の額に、金利変動、物価変動、需要変動などに伴う増減額を加算した額を限度額として設定する。

なお、「平成12年3月29日自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業について」」により、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものは、起債制限比率の計算の対象とされていることに留意する。

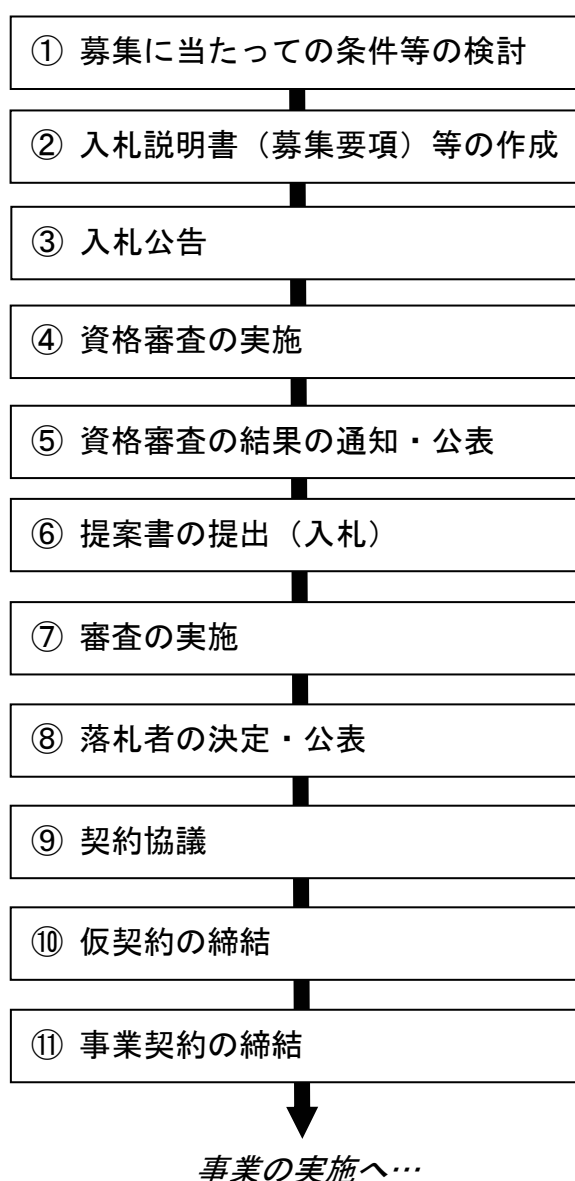
3.2.4 民間事業者の募集・評価・選定・公表段階

1. 事業者選定の手続き

◆ 進め方 ◆

特定事業の選定がなされ、PFI事業の実施が決定した場合、PFI事業を実施する事業者を公募の方法等により選定する手続きに入る（PFI法第7条）。

具体的な手続きとしては、事業特性や事業の前提となる条件、事業者選定期間等の違いに応じて異なる場合があるが、一般的には、以下のような順序により行われる。



◆ 留意点・課題の整理 ◆

≪論点 31≫ 事業者募集を行う際の全般的な留意点

事業者募集を行うに際し全般的に留意すべき点は、どのような点か。

≪留意点≫

「プロセスガイドライン」によれば、以下の事項に留意することとされている。

- ・ 競争性の担保、手続きの透明性の確保
- ・ 民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮
- ・ 価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保
- ・ いわゆる性能発注の重視
- ・ 民間事業者の質問に対する公正な情報提供
- ・ 事業者選定結果等の公表における透明性の確保

また、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」第1次検討確定版、第2次検討確定版においては、事業者募集を行うに際しての課題として、以下を挙げている。

- ・ 審査方法、審査基準の明確化
- ・ 事業者選定におけるリスク対応のための費用の適正な評価
- ・ 複合事業の事業者選定における事業別の事業採算性の評価
- ・ 地域経済の活性化と公平な事業者選定

【解説】

「プロセスガイドライン」4-1、4-2によれば、以下の事項に留意することとされている。

- ① 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。

- ② できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。
- ・ 提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を採ること。
 - ・ 提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねること。
 - ・ 発注する性能の具体的要件については、できる限り明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすること。
 - ・ 性能発注を行うに当たっては、これに応募する民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価すること。
- ③ 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。
- ・ 民間事業者が応募するに当たって、性能発注に対応する仕様の検討、創意工夫及び長期の事業期間に対応する事業計画の検討を行う必要があること等、また、契約を締結するに当たって、選定された民間事業者が提案した事業計画に基づく事業契約書の作成を行う必要があること等から配慮が必要。
- ④ 応募者の負担を軽減するように配慮すること。
- ・ そのためには、募集の際に明示する評価項目・評価基準以外のものでも評価しないことを明記すること、当該提案書について必要とする内容を明確にし、必要以上のものを求めないこと等が有効。

また、「国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション」第1次検討確定版、第2次検討確定版の第5章において、事業者募集を行うに際しての課題について、以下のように考察している。

（第1次検討確定版「5.4.2 事業者選定面での課題」より抜粋）

「審査方法、審査基準の明確化を求める意見が寄せられた。事業者選定に当たって重視する事項は当然審査基準において重視されてしかるべきであり、審査基準が事業者に対するメッセージとして考えるべきであるが、コスト重視であるのか、設計重視であるのか読み取れないという意見である。また、審査基準だけではなく、VFMの計算から首尾一貫した方針がなければ、事業者へのメッセージが伝わらないという意見も寄せられた。審査基準が明確でなければ効果的な競争が期待できなくなるので、PFI事業の目的、主旨から首尾一貫した明快な審査基準の策定に留意する必要がある。」

(第2次検討確定版「5.2 事業者選定に関する課題」より抜粋)

「(1) リスク対応のための費用と事業者選定上の工夫

実際の事業においては、事業として安定した公共サービスを提供するためには一定程度のキャッシュフローが必要であり、この必要額の算定に当たっては、事業契約に定められた事業の内容やサービスの対価の減額可能性などを踏まえて、リスク対応のための費用を見込むことになる。この部分が事業の安定化のための費用ということになる。PFI事業のLCCの算定に当たって、一定のリスク分担の想定を行って、当該費用を織り込むことは重要であるが、計画段階では適正な算定が難しく、一方、事業者選定過程での過当競争の結果、リスク対応のための費用が軽視される可能性もあるといわれている。

このため、事業者選定に際して当該費用を適正に評価するために工夫として、リスク対応のための費用を厳格に見込むことにより、総コストが上昇し、事業費面の審査においてはマイナス評価となっても、事業の安定性の向上などに寄与するものであるため、これを適正にプラス評価する仕組みを組み込むなどの対応策が考えられる。

また、リスク対応のためにかかる費用の軽視と同様に、事業者間の過当競争の結果としての利用料金収入の過大見積りの懸念もあるという意見がある。現在実施されている事業者選定手続きにおいては、公共側と応募者との意見交換が充分には行えず、利用料金収入の「背伸び」防止は難しいという意見もあるが、公共が民間事業者のノウハウに期待するポイントを十分に周知するとともに、事業者の提案を適切に評価する手法を工夫ないし配慮する、あるいは利用料金収入の見込みに実質的な上限を設定するなどの方法により、事業提案における利用料金収入の過大見積りを極力回避するよう工夫が望まれる。

(2) 複合事業の事業者選定

PFI事業が複数の事業による複合事業である場合、それぞれの事業においてリスクの態様が異なるものであるため、財政負担の多寡に関する評価も含めて、応募者の提案する事業採算性の評価は、事業別に行うことが望ましい。また、それぞれの事業相互間での評価に関する優劣ないし重みづけを整理して公表することにより、公共の意図を応募者に伝えることができる。

また、PFIの要求水準は性能での提示であることから、仕様での提示の場合に比べ、読み取り方に幅が生じ得る。そのため、公共側が意図していることと応募者側の読み取り方にギャップが出てしまい、結果として公共が求めるサービスが提供されないということが起こり得る可能性がある。これを回避するため、事業者選定過程において、質問回答の実施等の方法で、公共側の意図を明確に応募者に伝える努力がこれまでもなされてきたところであ

る。応募者の疑問に真摯に答えることにより、公共の意図が応募者の提案に反映され、事業の成功に繋がるものであり、単独事業の場合においても重要な作業であるが、複合事業の場合は、各事業相互の関係など入札説明書（募集要項）や事業者選定基準等において十分に説明し切れないものもでてくると想定される。国内の先行事例の中には、実施方針公表後民間事業者との間で意見交換会を実施した例もあり、公共側と民間事業者側の円滑な意思疎通に向けて、その方法論のさらなる開発も含め、積極的に取り組むことが望ましい。

（3）地域経済の活性化と公平な事業者選定

地域経済への配慮をどのように考えるかは、地方自治体のPFI事業において議論になることが多い。地方自治法やPFI法、各自治体の事業者選定手続き規定に従って、公平、透明な事業者選定に留意することが望ましい。」

2. 入札公告（入札説明書（募集要項）の公表）

◆ 進め方 ◆

一般競争入札を行うに当たっては、入札に参加しようとする民間事業者に入札の実施を広く知らしめることを目的として、当該入札に関する必要事項を記者発表やホームページへの掲載等を通じて公表する。WTO政府調達協定の適用事業の場合は、国の機関又は特殊法人等にあつては官報に、地方自治体にあつては公報への掲載もそれぞれ必要とされている。

入札を実施しようとする地方自治体は、入札公告に先立ち、入札に参加するに当たり必要な事項やPFI事業を実施するに当たっての提示条件等を検討し、文書として取りまとめ、公告する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 32》 入札公告の際に公表される文書の種類

入札公告の際に公表される文書は、どのようなものか。

《留意点》

一般的に入札公告の際に公表される文書には、以下のようなものがある。

- ① 入札説明書（募集要項）
- ② 業務要求水準書
- ③ 審査基準
- ④ 様式集
- ⑤ 事業契約書（案）

【解説】

一般に、入札公告の際に公表される文書は、以下を含むものである。

- ① 入札説明書（募集要項）
- ② 業務要求水準書
- ③ 審査基準
- ④ 様式集
- ⑤ 事業契約書（案）

以下に、各公表文書の位置づけ及び記載が想定される事項を示す。

① 入札説明書（募集要項）

【位置づけ】

入札に参加しようとする民間事業者に対し、事業の概要等や入札に参加するに当たり必要な事項を示すものである。

【主な記載事項・内容】

- ・ 事業の目的
- ・ P F I 導入の目的
- ・ 対象事業の概要
- ・ 事業者募集のスケジュール
- ・ 入札手続
- ・ 入札参加者の参加資格要件
- ・ 入札に関する留意事項
- ・ 事業実施に関する事項（リスク分担、モニタリングとサービスの対価の支払い方法等）
- ・ 審査に関する事項（審査体制、審査委員会の設置、審査方法等）
- ・ 入札時の提出書類
- ・ 契約の概要

②◎ 業務要求水準書

【位置づけ】

P F I 事業の実施に当たり、民間事業者に要求する最低限満たすべきサービス水準の要件を示したもの。

【主な記載事項・内容】

- ・ 整備しようとする施設の概要
- ・ 整備によって施設が目指す方向性について
- ・ 設計・建設に関する要件（業務目的、業務基本方針、業務概要、業務分担、費用分担、業務実施条件、業務要求水準等）
- ・ 維持管理に関する要件（業務目的、業務基本方針、業務概要、業務分担、費用分担、業務実施条件、業務要求水準等）
- ・ 運営に関する要件（業務目的、業務基本方針、業務概要、業務分担、費用分担、業務実施条件、業務要求水準等）

③ 審査基準

【位置づけ】

民間事業者の提案を評価するための客観的な基準を示したものの。

【主な記載事項・内容】

- ・ 事業者の選定方式
- ・ 審査の流れ
- ・ 各審査の概要（確認・評価のポイント、配点等）

④ 様式集

【位置づけ】

民間事業者が入札に参加する際に、記載の上提出を求める各種資料等の様式を取りまとめたもの。

【主な記載事項・内容】

- ・ 提案書の作成要領
- ・ 提案を求める各事項の記載様式

⑤ 事業契約書（案）

【位置づけ】

P F I 事業における事業実施主体と民間事業者との間の権利・義務関係を規定したもの。

【主な記載事項】

- ・ 事業全体にかかる事項
- ・ 施設の設計、及び建設工事にかかる事項
- ・ 施設の維持管理、運営にかかる事項
- ・ サービスの対価の支払
- ・ 契約の終了
- ・ その他事項

記載される内容は、実施方針の公表後、質問回答や意見募集、特定事業の選定を経て、入札に当たっての最終的な条件となる。ただし、入札前に改めて質問回答や意見募集を実施した結果、条件の修正を行うこととなった場合は、改訂版を公表し、それを最終提示条件とすることは差し支えない。

《論点 33》 業務要求水準書作成に当たっての留意点

業務要求水準書作成に当たり留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

業務要求水準書作成に当たっては、主に以下に留意する必要がある。

- ・ 性能発注
- ・ 民間事業者に委ねる業務範囲の明確化
- ・ 民間事業者の提案を求める範囲の明確化

【解説】

業務要求水準書は、P F I 事業の実施に当たり、民間事業者に要求する最低限満たすべきサービス水準の要件を示したものである。

求めるサービス水準の要件を示すにあたっては、民間事業者が創意工夫・ノウハウが発揮しやすいように、仕様発注、すなわち業務の実施方法・手段、施設の諸元を具体的な仕様として示す方法ではなく、できる限り行政が求めるサービス水準、施設の性能のみを規定する性能発注とすることが一般的である。国土交通省所管の施設においては、各種共通仕様書や要綱、技術基準、指針等において仕様の規定がされており、それら施設の性能発注については所要の安全性の確保等、慎重な検討を要する。施設の技術的な基準としての性能規定については、一部の施設の技術基準が性能規定化されている等、各事業、施設毎に取扱いが異なる場合があるため、それぞれの施設の取扱いに準拠することが必要である。公共主体の施策・方針や整備しようとする施設の特異事情などにより、具体的な方法や仕様を規定した方がよい場合は、当該部分について仕様を定め、性能による発注が可能で民間のノウハウ・創意工夫が期待できる部分については性能発注とすることも一案であろう。

また、施設の整備・維持管理・運営にP F Iを導入しようとする場合であっても、法令に基づいて、公物管理における事実行為を民間に事務委任する際に、公共主体が実施する部分と民間事業者が実施する部分の双方が存在するケースが多いと想定される。そのため、民間事業者に委ねる業務範囲、公共主体と民間事業者の業務分担・費用分担を明確にすることが必要である。

さらに、前記の民間事業者に委ねる業務範囲と同様に、業務の実施方法については、公共が仕様を規定する部分と民間事業者に提案を求める部分の両方がある。したがって、応募者が民間事業者に提案を求める範囲を明確に理解できるよう業務要求水準の記載を行うことが重要である。

<参考>

国土交通省関係事業においては、安全かつ適正な公共施設等の整備等のため、事業内容に応じ、技術的な基準を満足することが求められる。国土交通省においては、基準類の性能規定化を進めているところであるが、国土交通省関係事業に関する技術基準のうち、既に性能規定化されたものは下表に示すとおりである。なお、下表に示す他、港湾施設の技術上の基準等について性能規定化が検討されているところであり、契約に際しては、関連する技術基準の内容について事前に十分把握しておくことが肝要である。

技術指針等における性能規定化の進捗状況（性能規定化済み）

公共施設等の名称	施設の詳細	適用される技術指針等の名称	性能規定化された事項	性能規定化の概要	性能規定化に関する条項等	性能規定化された時期	
庁舎	庁舎及びその附帯施設	官庁施設の基本的性能基準 官庁施設の基本的性能に関する技術基準	庁舎の基本的性能	庁舎が備えるべき主要な性能の項目及び水準を規定している。	全文	平成13年6月制定	
海岸	海岸保全施設	海岸保全施設の技術上の基準を定める省令	海岸保全施設の構造基準	性能規定を基本とし、海岸保全施設が満足すべき「目的」、「機能」、「性能」と、その性能の「照査法」について現時点での知見に基づいて記述している。基づいて記述している。	第3条～第9条	平成16年4月1日施行	
		海岸保全施設の技術上の基準				全文	平成16年4月12日施行
		人工リーフの設計の手引き	人工リーフの構造基準				平成16年3月25日発行
		緩傾斜堤の設計の手引き	緩傾斜堤及び緩傾斜護岸の構造基準				平成17年10月発行予定
道路	道路及び側帯の舗装	道路構造令	舗装の構造基準	舗装材の種類による仕様規定を改め、材質を問わず所要の性能（疲労破壊輪数、塑性変形輪数、平坦性、浸透水量に関する規定）を満たせばよいこととする性能規定とする。なお、道路構造令改正に伴い、新たに規定された透水性舗装についても、性能規定化されている。	第23条第2項 第23条第3項	平成13年7月1日施行	
		車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令			全文		
	橋・高架の道路等	橋・高架の道路等の技術基準	橋・高架の道路等の技術基準全編		全編	平成13年12月27日施行	
建築物全般	建築物全般	建築基準法	構造関係規定等	仕様規定により定められていた構造関係規定等について、性能基準、性能項目を明示するとともに、それを検証するための試験方法や計算方法を提示した。	構造関係規定等	平成12年6月1日施行	
鉄道	鉄道全般	鉄道に関する技術上の基準を定める省令	鉄道全般	鉄道の技術基準全般について性能規定化されている。	全文	平成14年3月31日施行	

《論点 34》 審査基準作成に当たっての留意点

審査基準作成に当たり留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

審査基準作成に当たっては、主に以下に留意する必要がある。

- ・ 手続きの透明性に十分配慮し、できる限り詳細かつ明確な基準を、配点とともに設定すること。
- ・ 整備しようとする施設の整備、維持管理・運営を行うに当たり、公共主体が事業者期待する部分について明確にし、当該部分において高い能力を備えた事業者が選ばれるような審査基準を設定すること。
- ・ 審査基準を定めるにあたっては、価格とその他の性能基準について、加算方式、除算方式があることから、事業の特性等に応じた選択・工夫を行うこと。
- ・ 審査基準の作成に当たっては、学識経験者等の意見を聴取すること。

【解説】

審査基準は、民間事業者の提案を評価するための客観的な基準を示したものである。

まず、審査基準の設定に当たっては、手続きの透明性に十分配慮し、できる限り詳細かつ明確な基準を、配点とともに設定することが求められる。なお、民間事業者は、創意工夫・ノウハウの発揮を期待されている点を的確に把握・理解できるほど、公共施設等の管理者等の事業目的に沿い、かつ、その期待に応える創意工夫・ノウハウの発揮を図ることができる。このことは、公共施設等の管理者等にとっても、VFMの発現を図ることができることにつながる。したがって、審査基準の設定に当たっては、整備しようとする施設の整備、維持管理・運営を行うに際して公共主体が事業者期待する部分について明確にし、当該部分において高い能力を備えた事業者が選ばれるような審査基準を設定することが重要である。なお、特に多数の建設会社、運営会社の関与が見込まれる場合は、既存の対応する分野の競争参加資格などの有無を条件とするなど事業の内容に応じた適切な審査基準を設定することが肝要である。ただし、WTO政府調達協定の適用事業については、参加条件及び資格の審査において、国内外及び締約国

間で差別を設けるものであってはならないされており、各発注者が独自に評価する工事成績等のいわゆる主観的事項に関する審査基準を設けることができない。したがって、この場合、本店の所在地等の地域要件や、主観的事項の評価を含む等級は、事業者の審査基準として設定できないため、留意が必要である。

また、審査基準を定めるに当たっては、価格とその他の性能基準について、事業の内容に応じた適切な重み付け等によることが重要である。さらに、審査基準の作成に当たっては、地方自治法施行令第167条10の2第4項によれば、学識経験者等の意見を聴取することとされている。

3. 民間事業者等への質疑応答・意見交換の実施

◆ 進め方 ◆

公表した入札説明書（募集要項）等については、公共主体と民間事業者との間で考え方の齟齬を来すことがないように質問回答の機会を設ける。

また、入札説明会等の実施を通じて、広く事業内容等の周知に努めることが望ましい。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 35》 質問回答実施に当たっての留意点

質問回答の実施に際し留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

質問回答の実施に際しては、主に以下について留意する必要がある。

- ・ 民間事業者の質問に対する回答については、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問回答を除き、公平性を確保するため、他の民間事業者にも公表することが適切である。
- ・ 質問回答の機会は、可能な限り複数回実施することが望ましい。
- ・ 質問回答は、民間事業者の応募の検討に間に合うタイミングで回答を公表することが求められる。

【解説】

民間事業者の質問に対する回答については、公平性を確保するため、他の民間事業者にも公表することが適切である。ただし、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問回答については、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しないといった配慮が必要である。

また、質問回答の機会は、公共主体、民間事業者の間の考え方の齟齬を最小とするため、可能な限り複数回実施することが望ましい。

さらに、質問に対しては十分に検討の上回答する必要があるが、一方で、民間事業者も回答を基に応募の準備を進める必要があることから、民間事業者の応募の検討に間に合うタイミングで回答を公表することが求められる。

4. 審査の実施・審査委員会の開催

◆ 進め方 ◆

公共主体は、入札参加者があらかじめ定められた入札参加資格要件を満たしていることによって、当該PFI事業を実施する者として必要な資格、能力等を保有していることを確認した上で、これらの入札参加者により提出された提案書の審査を行う。

なお、審査に当たっては、必要に応じて学識経験者等によって構成された審査委員会において意見を聞くことも一つの方法であるとされ、通常、実施されている。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 36》 多段階審査の可能性

民間事業者の募集に当たっては、総合評価一般競争入札の場合であっても、多段階審査を行うことができるのか。

《留意点》

総合評価一般競争入札の場合であっても、現行制度上、入札資格の審査において事業計画の概要について審査を行い、事業者の絞込みを行った上で提案内容の審査を行うという方法は可能である。

【解説】

これまで実施されてきたPFI事業の課題を踏まえ策定された、平成15年3月20日の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ－PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて－」（以下、「関係省庁連絡会議幹事会申合せ」という。）により、多段階選抜（事業者の絞込み）の可能性について一定の取りまとめがなされている。（以下、抜粋）

「PFI事業は、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む）について、具体的な仕様の特定を必要最小限にとどめて発注を行うことにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用することを目的とするものである。したがって、PFI事業においては、民間事業者は応募に際して価格と事業提案をあわせて発注者に提出することとなるが、事業内容が複雑で多岐にわたる事業において、多くの事業者に並行して

詳細にわたる事業提案を作成させる選定手続きをとった場合には、最終的に落札する可能性が低い中で詳細な提案を作成することが民間事業者にとって過大な負担となることも考えられる。

PFI事業を円滑に実施するためには、民間事業者の創意工夫を最大限活用することが重要であり、民間事業者の負担に関して発注者として適切に考慮するとの観点から、事業内容によっては、競争性を損なわないとの前提の下で、詳細な事業提案を提出する事業者を一定の段階であらかじめ絞り込むことが考えられる。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、会計法令の適用を受ける契約に関しては、一般競争参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定すること、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにすることが適当であるとされている。

この考え方にに基づき、競争入札の資格（国の行う契約については、予算決算及び会計令第七十二条及び第七十三条に規定される資格）の審査に際して、各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営についての考え方、資金調達及びリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提案させ、各提案があらかじめ定める審査基準を満たしているか否かを審査することによって、事業者の絞込みを行うことが可能である。」

公募プロポーザル方式による場合は、これまでも2段階審査は行われてきたが、総合評価一般競争入札の場合であっても、現行制度上、入札資格の審査において事業計画の概要について審査を行い、事業者の絞込みを行った上で提案内容の審査を行うという方法が可能であることが示されたところである。

なお、平成15年3月31日付の自治行政局行政課長・地域振興課長通知においても、「申合せにある留意事項中、入札及び契約に関する会計法令上の仕組みは、地方自治法令上も基本的には同様の仕組みとなっていることから、入札及び契約に関する会計法令の解釈にわたる部分については、地方自治法令上も同様の解釈となることを申し添えます。」とされている。

5. 落札者の選定・公表

◆ 進め方 ◆

公共主体は、審査を経て、落札者を決定する。決定後、公共主体は、その結果を民間事業者へ通知するとともに、ホームページ等に速やかに公表する。なお、その際に、選考過程の透明性を確保するため、公表により民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項を除き、客観的な評価結果を示す資料をできるだけ速やかに公表する（PFI法第8条）。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

≪論点 37≫ 落札者決定後に公表すべき事項

落札者決定後に公表すべき事項には、どのようなものがあるか。

≪留意点≫

公表すべき事項としては、以下のようなものがある。

- ① 競争参加資格審査の結果
- ② 提案書類審査の結果
- ③ 入札価格の確認結果
- ④ 審査結果
- ⑤ 審査講評

【解説】

落札者決定後に公表すべき事項としては、以下のようなものがある。

- ① 競争参加資格審査の結果
事業の入札参加資格要件を満たしているか否かについて確認した審査の結果
- ② 提案書類審査の結果
業務要求水準を達成しているか否かの確認や提案内容に関する評価等、提案書類審査の結果

③ 入札価格の確認結果

応募者の入札価格が予定価格内であるか否かを確認した結果

④ 審査結果

審査基準に基づき、提案書類審査、入札価格等を総合的に評価した結果

⑤ 審査講評

各応募者の、各審査項目に対する講評や審査の総評

この他、公表する資料においては、事業の全体像が理解できるよう事業の概要や事業者選定のスケジュール、審査方法、審査委員会の構成などについても改めて添付する場合もある。

なお、WTO政府調達協定の適用事業においては、落札者決定後72日以内に公示することが規定されている。落札者の決定を可及的速やかに公表する方法として、まず審査結果を先に公表し、その後、審査講評等のその他の事項を追って公表することも一案である。

《論点38》 提案書の公表

落札者決定後に応募者の提案内容について公表すべきか。

《留意点》

落札者の提案書については、著作権は提案者にあることに留意し、事業の公表以外には使用しない等、取扱いに注意する。

【解説】

提案資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、提案書については公共主体が使用できるものとされることが多い。落札者以外の応募者の提案書は、応募者に返却することが基本である。

それらの事項については、入札説明書（募集要項）等において明記することが必要である。

3.2.5 協定の締結等段階

(1) 基本協定の締結

1. 基本協定の締結

◆ 進め方 ◆

事業契約締結までの双方の準備行為を義務化すること、契約の相手方として落札者と事業者の同一性を担保すること、の2つを目的として、公共主体と落札者の間で基本協定を締結する。各地方自治体の規則により、落札日から基本協定の締結日までの期日について定めがある場合があり、これに留意する必要がある。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 39》 基本協定の内容

基本協定において規定される内容は、どのような事柄か。

《留意点》

基本協定において規定される事項は、基本協定締結の目的、基本協定の概要、株式会社の設立にかかる事項、株式等の譲渡等処分の制限にかかる事項、業務の委託・請負にかかる事項、P F I 事業契約の締結にかかる事項、P F I 事業契約の締結の不調に関する事項などである。

【解説】

平成15年6月に内閣府のP F I 推進委員会により公表された「契約に関するガイドラインーP F I 事業契約における留意事項についてー」の別紙によれば、「基本協定とは、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、P F I 事業契約の当該コンソーシアムの設立する株式会社（P F I 事業契約締結により「選定事業者」となる。）と管理者等との間でのP F I 事業契約の締結に向けて、管理者等と当該コンソーシアム構成企業との間でその義務について必要な事項を定めるもの」とされており、以下のような内容について規定するものとされている。

- 1) コンソーシアム構成企業及び管理者等当事者のP F I 事業契約締結に向けた努力義務

- 2) コンソーシアム構成企業が株式会社設立の義務を負うこと
- 3) コンソーシアム構成企業が株式会社の株式の譲渡等処分の制限を受けること
- 4) コンソーシアム構成企業が株式会社をしてP F I 事業契約の履行に必要な業務をコンソーシアム構成企業等に委託し又は請け負わせる義務を負うこと
- 5) コンソーシアム構成企業が新設する株式会社と管理者等との間で定める日までに、P F I 事業契約を締結させる義務を負うこと
- 6) コンソーシアム構成企業及び新設する株式会社を選定事業に関して必要な準備行為が実施できること、及び、その結果をP F I 事業契約締結後に選定事業者が速やかに引き継ぐ義務を負うこと
- 7) P F I 事業契約締結不調の場合、コンソーシアム構成企業及び管理者等が選定事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とすること

等

(2) 仮契約の締結

1. 入札説明書（募集要項）等の変更

◆ 進め方 ◆

落札者の選定・公表後、公共主体と事業者は事業契約の締結に向け、質問・回答の機会を設け、公共主体は質問・回答によって得られた意見から、契約書案、入札説明書（募集要項）等について必要な変更を行うことができる。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 40》 入札説明書（募集要項）等の変更の範囲

総合評価一般競争入札において、実施方針、契約書案等の変更については、どの程度の範囲まで許容されるのか。

《留意点》

民間事業者から提案を求める時点で確定できない部分が残る場合は、これらについて、仮定的条件を設定した上で、提案を求め、その後、具体的な条件が決まった後に、これを基に事業契約を締結することが認められている。ただし、公平性、競争性を損ねる本質的な変更については認められないことに留意する。

【解説】

総合評価一般競争入札の場合には、提示した事業契約書（案）を前提に提案がなされていることから、契約内容の変更はできないとされていた。しかし、この総合評価一般競争入札の硬直性については、これまでに実施されてきたPFI事業においても実務上の課題として挙げられてきており、これを踏まえる形で、「関係省庁連絡会議幹事会申合せ」により、事業者の絞込み、入札前の契約書（案）の変更、落札後の契約書（案）の変更の可能性について一定の取りまとめがなされたところである。（以下、関連記載を抜粋）

■ 民間事業者の選定方法について

… 競争入札の資格（国が行う契約については、予算決算及び会計令第 72 条及び第 73 条に規定される資格）の審査に際して、各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営についての考え方、資金調達及びリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提案させ、各提案があらかじめ定める審査基準を満たしているか否か審査することによって、事業者の絞込みを行うことが可能である。

■ 入札前の事業の実施方針、契約書案等の変更等について

発注者においては、質問・回答等の機会において提示される民間事業者の意見に耳を傾けつつ、円滑な事業実施のために必要と認められる場合には、契約書案、入札説明書等の内容についての適宜の修正や変更を行い、民間事業者に対して公表することとする。修正や変更に際しては、民間事業者が検討を行うために必要な時間を確保することに留意する。

■ 協定締結の手続きについて

…、実際に P F I 事業を実施するに当たり、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、必要に応じて、落札者が決定された後の協定を締結する段階において、発注者と事業者との間で明確化を図ることは、P F I 事業の円滑な実施に資するものと考えられ、入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許容されないものではない。

P F I 事業は、計画段階において、業務に係るあらゆる内容を確定し、その前提条件に基づいて提案を求め、事業契約を締結し、業務の履行を受けるものであると理解されている向きもある。しかしながら、特に施設の内容が複雑で、広範多岐にわたる運営業務を包含する P F I 事業のケースでは、どうしても前提条件を決めきれない部分が残し、事業期間中に発生する全ての事柄を見越してあらかじめ固定化することは困難な場合がある。上記「関係省庁連絡会議幹事会申合せ」は、このように民間事業者から提案を求める時点で確定できない部分が残る場合は、これらについて仮定的条件を設定した上で提案を求め、その後、具体的な条件が決まった後に、これを基に事業契約を締結することを認めるものであるとすることができる。

したがって、仮定的な条件を確定的条件に置き換えることにより発生する各種条件の変更は許容されるものと考えられる。

なお、実施方針、契約書案、入札説明書（募集要項）等の内容の変更を行う場合において特定の応募者が有利となるような変更等については、公平性、競争性の観点から好ましくないので注意が必要である。変更にあたっては、実施方針等公表時には明確でなかった事項等が質問・回答等の実施の過程において明確化され、当該事実を元に変更を行うことにより、より効果的、円滑な事業実施が図られることが想定されるなど、変更を行う合理的理由を十分勘案して行う必要がある。

2. 仮契約の締結

◆ 進め方 ◆

落札者が選定された後、落札者と契約内容等について契約協議を行い、概ね合意に至ったところで、仮契約を締結する。一般に（地方公営企業の事業を除く。）、一定規模以上のPFI事業の契約締結には議会の議決が必要となる（PFI法第9条）。事業契約の締結に先立ち、まず公共主体と事業者（一般的には、落札者が設立した特別目的会社（SPC））との間で仮契約を締結し、その後に議会に付議し、議会での承認を得られた後にその両者間で事業契約を締結することになる。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点41》 SPC設立の意味

公共主体の契約の相手先を選定された民間事業者でなく、新たに設立するSPCにする意味は何か。

《留意点》

いわゆる倒産隔離、すなわち事業期間中に、万が一、出資者の倒産やSPCの倒産が発覚した場合に、別の民間事業者が破綻した出資者から株式を譲り受ける、あるいは新たな事業者がSPCの事業契約上の地位を譲り受ける等の手段により、事業契約を解除することなく継続性を確保するためである。

【解説】

公共主体が「選定された落札者と」ではなく、「選定された落札者の設立したSPC」との間で事業契約を締結することは、PFI事業のポイントの一つである。PFIは長期に及ぶ事業であることから、その事業期間中に、出資者（SPCを設立するための資本を払い込む民間事業者）が何らかの理由によって破綻してしまう可能性も否定できない。この破綻の影響がSPCに及ぶこと、ひいては長期安定的な公共サービスの提供を阻害することのないように、出資者が自らとは別の、本事業の実施のみを目的としたSPCを設立し、出資者の破綻等の影響がPFI事業に及ぶことのないようにある程度倒産隔離をして事業の安全性を確保するものである。ただし、事業規模が小さく、また事業内容も比較的単純な事業の場合には、SPCが設立されない

場合もある。

なお、SPCは公共主体の契約の相手先として、事業契約の履行の責任は負うが、一方であくまでも上記を目的として新たに設立された会社であり、そのためSPCそのものが業務を実施するわけではないことに留意されたい。施設整備業務、維持管理業務、運営業務等の個別業務は、SPCから建設会社、維持管理会社、運営会社等に委託され、SPCのマネジメントのもと、これらの受託企業によって公共サービスの提供が行われるものである。

《論点 42》 SPC設立のタイミング

SPCの設立を求める場合、タイミングはいつ頃か。

《留意点》

公共主体とSPCが事業契約の締結者となることから、SPCの設立を求める場合は、事業契約までに設立する必要がある。

【解説】

SPCの設立を求める場合は、落札者は、仮契約の締結前までにSPCの設立を完了させなければならない。SPCの設立に当たっては、定款作成、出資金の払込、登記申請などが必要となる。この期間は一般に2～3週間程度と言われているが、不測の事態等が発生し、事業の円滑な遂行に支障をきたさないよう、多少の余裕を見ておいた方が望ましいと考えられる。

《論点 43》 仮契約の締結時期

仮契約の締結時期については、どのように考えればよいのか。

《留意点》

仮契約の締結時期については、

- ・ 落札者と契約内容について調整を行い、概ね合意に至った時期で、かつ
- ・ 議会の議案提出に間に合うタイミングであることに留意する。

【解説】

仮契約の締結後、契約議案を議会に上程し、議会での議決承認をもって事業契約となることから、仮契約の締結時期は、落札者と契約内容について調整を行い、概ね合意に至った時期で、かつ、議案の提出に間に合うタイミングであることが必要である。そのため、仮契約の締結時期を検討するに当たっては、契約協議を円滑に進める体制を整えておくこと、議会の担当セクションとも事前に十分に調整して図っておくことが求められる。

3. 議会の承認

◆ 進め方 ◆

P F I 法第 9 条及び P F I 法施行令において、事業契約を締結する際は、予定価格の金額（公共施設等の買入れ又は借入れ）が、都道府県は 5 億円以上、政令市の場合は 3 億円以上、市の場合は 1 億 5 千万円以上、町村の場合は 5 千万円以上となるときは議会の議決を要するとされている。なお、この金額は、事業契約の金額のうち、維持管理・運営に要する金額を除いて判断する。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 44》 議会の承認が得られなかった場合の取扱い

議会の承認が得られなかった場合の取扱いは、どのようにすべきか。

《留意点》

議会の承認が得られなかった場合の取扱いについては、公共主体と落札者は、それぞれが事業の準備のために費やした費用のそれぞれの負担について、予め入札説明書（募集要項）等において明記する等しておくことが必要である。

【解説】

議会の議決が得られないような場合のリスクの取扱いについては、いろいろな議論があるところであるが、例えば次のような考え方がある。

- ① 公共主体と落札者において、それぞれに帰責がない場合には、それぞれが業務の準備のために費やした費用はそれぞれの負担とする。
- ② 民間事業者の責に帰すべき合理的な理由がない限り、公共が負うこととする。

どのような取扱いとするかは、発注者（公共主体）の判断によるところであるが、いずれの取扱いをする場合であっても、予めその取扱いについて入札説明書（募集要項）等において明記しておくことが必要となる。

(3) 事業契約の締結

1. 事業契約締結・公表

◆ 進め方 ◆

議会の承認が得られた後、公共主体は事業者と事業契約を締結する。

なお、内閣府PFI推進委員会により策定された「プロセスガイドライン」によれば、締結した事業契約書は、公開することが望ましいとされている。ただし、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項についてはその限りではない。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点45》 事業契約の内容

事業契約書において規定される内容は、どのような事柄か。

《留意点》

事業契約書において規定される事項は、契約の目的などの事業全体にかかる事項、施設設計・建設工事及び維持管理・運営などの業務にかかる事項、サービスの対価の支払、契約の終了にかかる事項、その他事項などである。

【解説】

事業契約書は、平成15年6月に内閣府のPFI推進委員会により公表された「契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－」によれば、以下のような構成が挙げられている。

なお、契約書の作成にあたっては、公平性、競争性を損ねる本質的な変更については認められないことに留意する。（《論点40》参照）

1. 事業全体にかかる事項

- 1-1 契約の目的
- 1-2 事業の趣旨の尊重
- 1-3 契約期間
- 1-4 事業日程
- 1-5 事業概要

- 1-6 規定の適用関係
 - 1-7 選定事業者の資金調達
 - 1-8 国有地の貸付け
 - 1-9 許認可の取得
 - 1-10 近隣説明
2. 施設の設計及び建設工事にかかる事項
- 2-1 施設の設計にかかる事項
 - 2-1-1 施設の設計、設計図書の提出
 - 2-1-2 設計の変更、法令変更による設計の変更
 - 2-2 施設の設計工事にかかる事項
 - 2-2-1 施設の建設工事
 - 2-2-2 土地の引渡し
 - 2-2-3 建設工事に伴う各種調査
 - 2-2-4 施工計画書の提出
 - 2-2-5 第三者による実施（建設工事）
 - 2-2-6 工事監理者の設置
 - 2-2-7 工期の変更
 - 2-2-8 第三者に与える損害（設計、建設段階）
 - 2-2-9 不可抗力による損害（設計、建設段階）
 - 2-3 管理者等による確認にかかる事項
 - 2-3-1 現場立会い
 - 2-3-2 完工検査
 - 2-3-3 維持・管理、運営業務体制の確保
 - 2-4 施設の引渡しにかかる事項
 - 2-4-1 施設の引渡し（BTO方式）
 - 2-4-2 引渡し（又は運営開始）の遅延
 - 2-4-3 施設の瑕疵担保
3. 施設の維持・管理、運営にかかる事項
- 3-1 維持・管理、運営の実施
 - 3-2 第三者による実施（維持・管理、運営）
 - 3-3 業務別仕様書
 - 3-4 業務報告
 - 3-5 第三者に与える損害（維持・管理、運営段階）
 - 3-6 不可抗力による損害（維持・管理、運営段階）
 - 3-7 契約期間終了前の検査

- 4. 「サービス対価」の支払
 - 4-1 「サービス対価」の支払
 - 4-2 「サービス対価」の減額
 - 4-3 「サービス対価」の改定

- 5. 契約の終了
 - 5-1 公共施設等の管理者等の解除権
 - 5-2 選定事業者の解除権
 - 5-3 不可抗力等による解除権等
 - 5-4 解除の効力
 - 5-5 違約金
 - 5-6 契約終了時の事務

- 6. その他事項
 - 6-1 選定事業者の権利義務の処分
 - 6-2 経営状況の報告
 - 6-3 遅延損害金
 - 6-4 履行保証
 - 6-5 保険加入義務
 - 6-6 守秘義務
 - 6-7 疑義に関する協議
 - 6-8 不可抗力による損害への対応（再掲）

2. 直接協定（ダイレクト・アグリーメント）の締結

◆ 進め方 ◆

事業契約締結後、公共主体と事業者に融資を行った金融機関との間で、事業の実施が困難になった場合の取扱い等を定める直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結する。

P F I 推進委員会により策定された平成15年6月23日付「契約に関するガイドライン」によれば、直接協定とは、「選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるP F I 事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入（Step-in）を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定」と定義されている。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 46》 直接協定の内容

直接協定において規定される内容は、どのような事柄か。

《留意点》

直接協定において規定される事項は、要求水準の未達等一定の事項が生じた場合の相互の通知義務や、選定事業者の発行する株式や有する資産の担保権の設定に対する管理者等の承諾、担保権の実行や事業の引継ぎに関する事項などである。

【解説】

直接協定は、平成16年7月に総務省により公表された「P F I 事業の課題に関する検討報告書 ～ 直接協定の典型例について ～」によれば、以下のような構成が挙げられている。

- 第1条 事業契約及び融資契約の遵守
- 第2条 株式に対する担保の設定
- 第3条 事業契約に基づく金銭債権に対する担保の設定
- 第4条 施設等に対する担保の設定
- 第5条 保険金請求権に対する担保の設定
- 第6条 株式に対する担保権の実行

- 第7条 事業契約に基づく金銭債権に対する担保権の実行
- 第8条 施設等に対する担保権の実行
- 第9条 保険金請求権に対する担保権の実行
- 第10条 新たな事業契約の締結
- 第11条 新たな土地使用貸借契約の締結
- 第12条 金融機関団の通知等
- 第13条 地方公共団体の通知等
- 第14条 事業契約の解除
- 第15条 相互協議
- 第16条 金融機関団の継承人
- 第17条 有効期間
- 第18条 秘密保持

なお、担保権にも関連する事項として、国土交通省は、平成14（2002）年8月29日に公表した「P F I 事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」の「2. 公物管理法上の公物管理者に関する規定とP F I 事業者の関係」において、公共施設や敷地の所有権等の帰属について、以下のとおり整理している。

- (1) P F I 事業は、本質的には、その事業収益自体に担保価値を有するものと考えられているが、現実の資金調達では、事業者が所有権等を保有しているか否かが、金融機関等との間で議論される場合も想定される。その場合、P F I 事業者が土地等の所有権等を保有することとするか否かは協定によって決められるものであって、公物管理法上、公物を構成する土地物件の所有権等の所在について制約は定められていない（公物管理者には必要な権原があれば足りる）。このため、資金調達に当たって、公物管理法の規定が支障になるということはない。
- (2) なお、P F I 事業者が土地の所有権等を有する場合、道路法（第4条）及び都市公園法（第22条）では、道路、都市公園を構成する敷地その他の物件については私権を行使できないこととされており、こうした規定のない河川、下水道等については、公物管理者は、協定等において公物管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止等を規定するとともに、必要に応じ、公物管理を行う権原を第三者に対抗できるよう登記する等の対応をとることが考えられる。
- (3) また、P F I 事業者が所有権を有する土地や施設について抵当権を設定する場合、公物管理法が支障となることはない。
- (4) P F I 事業期間終了後、P F I 事業者の所有する施設、敷地等を公物管理者に引き継ぐのか、事業者が保有し続けるのかは、当事者間の協定等

による。

以下は、公物について、抵当権の設定に関する規定を整理したものである。

法令名	根拠法令の該当条項	規定の内容
道路法	道路法第4条	道路を構成する敷地等の物件については、私権を行使することができないが、所有権の移転、抵当権の設定若しくは移転を妨げるものではない。
港湾法	なし	—
空港整備法	なし	—
河川法	なし	—
都市公園法	第32条	都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。
下水道法	なし	—
鉄道事業法	第21条（鉄道事業用施設に関する担保の特例）	鉄道事業者は、鉄道事業用施設を担保に供しようとするときは、鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の定めるところによらなければならない。
道路運送法	なし	—
駐車場法	なし	—

<参考> 鉄道抵当法

（会社の定義）

第一条 本法ニ於イテ、会社ト称スルハ株式会社タル鉄道事業者ヲ謂ウ
（株式会社でない鉄道事業者の鉄道の抵当）

第二十六条 株式会社ニ非サル鉄道事業者ノ鉄道ノ抵当ニ関シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

※「別ニ定ムル所」＝なし

(4) 事業の実施・事業の監視

1. 事業の実施・モニタリング

◆ 進め方 ◆

事業契約締結後、事業者は、事業契約に基づき、業務を実施する（PFI法第10条）。

また、公共主体は、事業者が提供する業務のサービスの水準が要求水準を満足するものであるか否かを確認するため、事業の監視（モニタリング）を行う。モニタリングの結果、事業者の提供するサービスが業務要求水準を満足するものでないことが判明した場合は、公共主体は、業務改善勧告、業務改善命令、サービスの対価の支払留保・減額など、事業契約に定められた措置を講じ、業務要求水準を達成したサービスの提供が行われるよう求めることとなる。なお、モニタリングの目的は、サービスの対価を減額することにあるのではなく、要求水準を満足したサービス水準を確保し、安定的な公共サービスを住民に提供することにある。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点47》 モニタリングの方法

モニタリングは、どのように行うのか。

《留意点》

業務の内容・特性に応じ、日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリング等、適切なモニタリングの種類を組み合わせる。

【解説】

「プロセスガイドライン」ステップ6には、事業の監視等について、以下のとおり記載されている。（以下、抜粋）

「公共施設等の管理者は、協定等に定める範囲内で次のような事業の監視等を行う。

- ア 選定事業者により提供される公共サービスの水準の監視。
- イ 選定事業者からの協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出。

- ウ 選定事業者からの公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の定期的な提出。
- エ 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、選定事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること。」

なお、上記ア、イに該当するモニタリングの種類としては、一般的に、日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリングなどがある。

① 日常モニタリング

事業者が実施するセルフモニタリング（日報、月報の作成）の提出を受け、公共主体が業務の実施状況を確認する。

② 定期モニタリング

事業者からの定期的な業務に関する報告、利用者アンケートの結果の確認、公共職員の施設の巡回などにより、公共主体が業務の実施状況を確認する。

③ 随時モニタリング

必要に応じて不定期に業務の実施状況を公共主体が確認する。

モニタリングの実施時期・頻度、内容、実施体制等の方法は、業務の内容・特性によって異なるものであり、したがって、一律に定められるものではない。入札公告時に提示したモニタリング方法を基に、公共主体と事業者と協議し、適切なモニタリング方法を確立することが必要である。

《論点 48》 事業継続困難時の措置等

事業継続困難時の措置等に関して留意すべき点は、どのような点か。

《留意点》

協定等において、事業継続困難時の措置等についてあらかじめ定めておくことが必要である。

【解説】

「プロセスガイドライン」5-1によれば、以下の事項に留意することとされている。(以下、抜粋)

「協定等において、事業継続困難時の措置等について次の事項を定めること。

- ア 事業継続が困難となる事由（できる限り具体的に列挙すること。）
- イ 事業継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合において協定等の当事者のとるべき措置（その責めに帰すべき事由の有無に応じて具体的かつ明確に規定すること。）
- ウ 事業修復の可能性がある、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置（その責めに帰すべき事由の有無に応じて具体的かつ明確に規定すること。）
- エ 事業破綻時における公共サービスの提供の確保について、当該事業の態様に応じて、的確な措置（上記（5）に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含む。）を講ずること。」

国土交通省所管の施設については、社会基盤施設として不特定多数の利用者が常時利用するため、サービス提供が途絶えること、つまり、利用が出来なくなることは避けるべく、措置しておくことが必要である。

(5) 事業の終了

1. 事業の終了

◆ 進め方 ◆

事業終了の手続は、事業契約書の規定に沿って行う。

事業契約においては、期間満了の場合で、期間満了後も施設の継続使用を予定する場合には、施設内の事業者所有の物件の撤去、事業者から事業を継承する者に対する業務の引継ぎ、業務の実施に必要な一切の書類の引渡し等について規定されているのが一般的である。他方、公共主体が事業そのものを終了させてしまう場合には、当該施設の撤去と原状復帰義務等について規定されている。

◆ 留意点・課題の整理 ◆

《論点 49》 事業の継続可能性

当初設定した維持管理・運営期間の満了後の、事業の取扱いは、どのようにすべきか。

《留意点》

維持管理・運営期間満了後の当該施設の維持管理・運営については、主に以下の2つの方法が考えられる。

- ・ 事業者が引き続き事業を行う方法
- ・ 新たに入札や公募を行い、新たに事業者を選定して事業を行う方法

【解説】

維持管理・運営期間満了後の当該施設の維持管理・運営については、PFIを導入した経緯を鑑みれば、公共主体が直接事業を実施することはあまり想定されないものと考えられる。

その場合、期間終了後の維持管理・運営の方法としては、主に以下の2つが考えられる。

- ・ 事業者が引き続き事業を行う方法
- ・ 新たに入札や公募を行い、新たに事業者を選定して事業を行う方法

実際には、維持管理・運営期間において、事業終了のタイミングを見つつ、事業者と事業継続の可能性について協議をするものと想定される。したがっ

て、将来の事業実施の方法については、不確定要素が大きく、現時点では決められないため、事業契約においては必ずしも維持管理・運営期間終了後の事業継続に関する規定を行う必要はないと考えられる。

(This page(p174) is intentionally kept blank.)